

# 動画用素材の適正使用に関する合意書

マンガード合同会社（以下甲）と\_\_\_\_\_（以下乙）は、甲の運営する動画講座（<http://www.digitalsignage-kure.jp/creator/index.html>）において教材として使用する、実在企業から提供された動画用素材（写真・動画・音声・テキスト情報のこと、以下提供素材）の使用について、以下の通り合意します。

- ① 乙は、当講習の提供素材が、甲と素材の提供元企業との間で交わされた契約に基づき、甲と素材の提供元企業の、両者の許諾により使用できることを確認します。
- ② 乙は、提供素材の著作権が提供元企業にあることを確認し、著作権を侵害しません。
- ③ 乙は、甲の提供する動画講習以外で提供素材を使用しません。素材を加工しての二次使用も行いません。
- ④ 乙は、甲の指導に従い、適切に提供素材を使用します。
- ⑤ 乙は、制作する動画に、素材の提供元企業と乙の著作権を示すコピーライトマーク(c)を表示します。これは、素材を提供する企業の権利と、制作者としての乙の責任を明確にするためです。
- ⑥ 乙は、提供元企業の承認を経て完成した動画を、提供元企業に無償で納品します。提供元企業は納品された動画を自由に使用・公開できます。
- ⑦ 乙は、提供元企業が承認した動画のみ、公開及び営業活動に使用できます。
- ⑧ 乙は、提供素材及び提供素材で制作した動画・編集データを、第三者に貸与・譲渡・頒布・販売しません。
- ⑨ 乙は、提供元企業が動画の公開中止を求めた場合、速やかに公開を取りやめます。
- ⑩ 甲は、乙の制作した動画の使用・公開に問題があると判断した時、乙に一時的に公開停止を求めることができます。その場合、乙は速やかに使用・公開を停止します。甲は、提供元企業に判断を仰ぎ、適切な使用・公開について乙と協議します。乙は改善処置を実施した後、甲と提供元企業の承諾を経て再び使用・公開できます。
- ⑪ 乙は、返金処理等により甲の許諾を失った場合、もしくは、甲と提供元企業の契約が終了した場合、提供素材を使った動画の公開及び使用に関する一切の権利を失います。また、提供素材と制作した動画、及び動画の編集データを速やかに廃棄します。
- ⑫ 乙は、本合意書に違反して甲と提供元企業に損害を与えた場合、その賠償責任を負います。
- ⑬ 本合意書以外の問題が生じた時は、甲乙協議の上決定します。
- ⑭ 本合意書により生じた紛争については、広島地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

年 月 日

甲 〒737-1211 広島県呉市音戸町畑3-30-11 マンガード合同会社 代表社員 森内太平 印

乙 \_\_\_\_\_ 印